

○議長（小林哲雄）

再開します。

午後 3 時 3 5 分

○議長（小林哲雄）

日程第 3 議案第 2 号 開成町部設置条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、平成 27 年 4 月 1 日付けで、子ども・子育て支援関連事務を町長の事務部局から教育委員会事務局に移管する組織・機構の見直しを実施したいので、開成町部設置条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく申し上げます。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（亀井知之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第 2 号 開成町部設置条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町部設置条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 3 日提出、開成町長 府川裕一。

1 枚おめくりください。まず、条例改正の背景でございますが、町では町民の利便性の向上や事務執行体制の効率化を図るため、町長部局の福祉課と教育委員会事務局の教育総務課が現在それぞれ所管している児童福祉、幼児教育などの子ども・子育て支援関連事務を対象に、本年 4 月 1 日付けで組織機構の見直しを行う方針としておるところでございます。

具体的には、現在福祉課が行っております児童福祉法に基づく事務や、児童扶養手当法に基づく事務など、17 項目の事務について、教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させるものでありますが、これに伴い、開成町部設置条例に規定されている保健福祉部の規定の一部変更を行うものでございます。

読み上げます。開成町条例第 号 開成町部設置条例の一部を改正する条例。

開成町部設置条例（平成 15 年開成町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前、改正後左右に記載してございますが、改正前の第 2 条中、保健福祉部の（1）「社会福祉」に関する事項を、改正後は、保健福祉部の分掌を明確にする意味から、「地域福祉、高齢者福祉及び障害者福祉」に関する事項に改正をいたしたいと思っております。

附則ですが、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

なお、町長部局の所管事務を教育委員会事務局に補助執行させる場合、地方自治法第180条の2の規定により、教育委員会に協議する必要があるとございます。

お手元にごございます、参考資料1のとおり、平成26年12月18日付けで教育委員会に対して協議を行いました。

先ほど申しあげました17項の事務につきましては、裏面に一覧として記載してございます。

その結果、参考資料2のとおり、同日付けで、教育委員会委員長より今回について、異議がない旨、ご回答をいただいているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番議員、高橋です。私から、今後のあり方として考えなければいけない、提言も含めて質問させていただきたいと思っております。

それは町長の権限に属する事務のうち、教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる事務、これは今まで開成町の状況の中で、私の記憶では、新たな提案だと私は受けとめているんです。具体的にいいますと、町長部局と教育委員会の関係を含めて、補助を執行させる事務、この権限は町長部局にあつて、あくまでも行うための、今回17項目ありますけれども、これを事務的なものを指していくと。最終的には町長部局がやると、このような形で受けとめていいのかどうか、確認を含めて、新たな提案なものですから、これをやらざるを得ない理由も明確にさせていただきたい。

○議長（小林哲雄）

企画政策課長。

○企画政策課長（亀井知之）

それではお答えいたします。今回、町の事務を教育委員会に移管するに当たりまして、二つの方法がございます。一つは、地方自治法180条の2には、二つの方法が記載されてございます。

一つは、権限の委任。これは行政庁がその権限の一部を他の行政機関や、所属職員に完全に委任するという形でございます。ですから、権限の委任は、法律上の権限の分配ということに制限を加えるということ、すみません、変更を加えるということになりますので、法令上明文化された根拠が必要となります。

また、委任をする場合には、委任されたそちらの行政庁の権限によって、執行されるという形になるわけでございます。

もう一つは、今回の執行の仕方でございます。補助執行ということでございますが、今の委任や、もしくは代理と異なりまして、内部的に執行機関の権限を補助し、執行させるということでございますので、対外的には執行機関、ここでいえば町長部局の

名で執行されて、補助執行者名でございます教育委員会の名は今回表示をされないということになります。

それではなぜ、補助執行にする判断に至ったかということでございますけれども、今回の児童福祉の部分の委任に当たりまして、内部でいろいろ議論を行いました。ただ、子ども・子育てに関する大きな制度でございますので、町長が、それは責任を持って進めるべきであろうと、そういう意味におきまして、全てを委任するのではなくて、その責任はあくまで町長にあることを明確にしたほうがよろしいのでであろうと、そういう判断に至りました。その結果といたしまして、事務的な補助につきましては、教育委員会に一括して行わせていただきますけれども、あくまで責任、あるいは執行機関としては、町長部局のほうに残すと、その責任において行うという判断をさせていただいた、そういう経緯でございます。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。関連するんですが、180条の2の規定によって、今回はこういう形をとっておられますが、基本的なところで、町長の権限に関する補助執行に関する基準が町にはないから、こういう形で執行させるということによろしいんでしょうか。そういったケースが、例えば、選挙管理委員会の事務局の職員であったりとか、あるいは議会事務局の職員であったりとかということも、今後あるかどうかかわからないんですが、そういった形を鑑みれば、町長の権限に関する補助執行に関する基準というのが設けてあったほうがいいのではないかなと感じるんですが、その辺のところのお考えはいかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

企画政策課長。

○企画政策課長（亀井知之）

今後、このように似たような案件が発生するかによると思いますので、基準を今後つくるかどうかについては、その判断に委ねたいと思いますが、一番直近の事例では、生涯スポーツの部分ですね。5年前ですか、教育委員会、生涯学習、生涯スポーツについて、それを自主活動応援課に持っていったというケースがございました。これは教育委員会の事務を完全に町長部局へ移すという形でございますので、今回している補助執行とはまた全然別物です。ですから、完全に補助執行という制度を使って、首長の権限をほかの行政機関におろすというのは、今回が初めてのケースになるかと思えます。その意味で基準ということではなくて、あくまで地方自治法上ののっとして、今回手続をさせていただいたということになります。

ですから、今後、首長の権限、あるいは教育委員会制度のあり方にもよりますけれども、このような形が発生した場合には、その時点でまた判断させていただければと思っております。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

10番、小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。議案資料の参考資料2というのが、私は大きな意味を持つのかなと思います。

質問なんですけれども、この人員配置変更によって、組織上は変わるんでしょうけれども、人員そのものの異動というものはあるのでしょうか。

それから、もし異動があったら、それは何人の口数になるのでしょうか。そこをまずお聞きしたい。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

非公式といいますか、全協等のご案内しているとおりに、職員の異動は当然でございます。今まで具体的にいえば福祉課で行っていた事務を、教育委員会へ補助執行していただくということでしたので、人がいないと困りますので、当然、職員の異動はございます。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

質問の、どのくらいの数でしょうか。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

失礼いたしました。基本的には、室長、子ども・子育て支援室という形を考えてございますので、室長と以下3名程度を考えてございます。これはただ、人事のことでございますから、ここではっきり何名ということは控えたいなと思います。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。3名という大変な量で、当然、この17項目を執行するわけですから、事務量は大変かと思えます。

それで、この財源はもちろん町の予算なんですけれども、つけかえというのは、どうなるんですか。教育委員会になるのですか。それともこれは総務になるのですか。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

お答えさせていただきます。基本的には、教育委員会は行政委員会ということで、

町長部局から独立しているわけですがけれども、予算に関しましては、これは基本的には、町長部局の権限ということに、従前どおりなっておりますので、ただ、予算書等の構成というお話であれば、27年度については従前のまま、これから調整しなければいけないんですけれども、行く行くは教育委員会の、そういった予算項目等に整理をされてくるのかなと思います。

○議長（小林哲雄）

あと一回よろしいですか。小林秀樹議員、どうぞ。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。説明いただいたのはわかりました。これは4月の人事異動になるのでしょうかけれども、4月というのは、このほかに大きな組織変更というのをお考えでしょうか。1年前のお話ですと、それがずれているということですので、お伺いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

これもご案内しているかと思いますが、行革の関係で、3年ごとに組織、機構を見直していくよという関連の中で、今回も庁内の職員とプロジェクト的に組織をして、見直しをしましたが、基本的には、今回の組織、機構の見直しについては、子ども・子育て関連に特化をして行うという形でございます。

それ以外に課題は当然整理いたしましたけれども、基本的なスタンスとしては、庁舎の建設等もございまして、そういったハード的な部分も含めて、そこが整った時点で、大々的という表現がいいかどうか、あれですけど、時代のニーズ等に合ったものに、組織、機構を変えていきたいと考えています。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。内部のやりとりはわからないので聞きたいのですが、教育委員会というものがあるわけではないですか。そこら辺で今回、いろいろな事務執行の中で、教育委員会がどの程度かかわってくるのか。そこら辺がちょっと見えないので、あくまでも事務の移管だけであって、職員を配置することによって、教育委員会の方には、極端なことを言うと迷惑はかからないという部分なのか。そこら辺、会議の中で議論するところが追加して出てくるのか。そこら辺はどのような感じになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

そういったことも含めて補助執行させるということに関して、町長の一方的な判断

ではできないので、教育委員会に協議をして、教育委員長の名前によって、協議を了解したという形をとってございますので、ご心配される部分については、クリアしていくのかなとは考えてございます。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今部長の答弁の中で理解できなかったのは、どの程度のもの事務執行の中で、ある意味、教育委員会の負担というものがどの程度あるのかというのはすごく心配しているんですよ。当然、これは事務方の強化をやるという部分は今聞きましたが、内容が莫大になることによって、教育委員会の負担が大きくなると、今、従前で行っている職務で弊害が出てくる可能性もあるので、そこら辺のやりとりが聞きたかったので、よろしくお願ひします。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。ちょっとお願ひがあるんですけども、教育委員会と教育委員会事務局を明確に分けて答えてやらないと、ごっちゃになりますから、その辺を含めてお願ひします。

○行政推進部長（石井 護）

それでは、お答えさせていただきたいと思いますが、そもそもの話になりますけれども、教育委員会の事務を司っているのが教育委員会事務局、これは町長部局から執行という形で行っております。今回の部分も補助執行させるに当たって、町の部局の職員を、従前の教育委員会事務局の職員にプラスをして、先ほど小林議員へお答えをさせていただいたと思いますけれども、そういった形で、いわゆる人工という言い方が正しいかどうかは別として、そういった部分については、そごのないような形で行ってございます。

教育委員会という部分については、基本的に、町の教育に関するもろもろのものを町長部局から独立してやっていただくという形でございますので、完全にそれが分離するかとなると、ここの今ご提案をさせていただいた17項目ですか、児童福祉法等に関する事務を補助執行しますけれども、完全に今まで教育委員会事務局、あるいは教育委員会というものが、かかわりがないものをするとは私どもは考えていなくて、それは多少というか、教育委員会も教育という観点の中から、子ども・子育てというものをこれからどうしていったらいいのかということは、これは当然といひますか、議論、ご審議をさせていただいたほうが望ましいのかなと考えます。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

大変ご心配をさせていただいて、ありがとうございます。形の上では、教育委員会の協議書の中で、補助執行というのは、町民が子育て支援についてワンストップフロアでできるという、一つのことで、このことについては福祉課に行きなさい、このこと

は教育委員会に行きなさいということは、どうも町民にとって非常にやりにくいということから、懸案でありました、2年ほどかかりましたけれども、どのようにしたらいいかという形の中で、子どもにかかわるものは教育委員会の窓口へ行けばできるんじゃないかということを経験してきたわけです。ですから、人間的にも必要になってきますけれども、現実に行っている内容につきましては、例えば、放課後子ども教室であるとか、放課後児童クラブであるとか、全く厚生省と文科省と違っているように、うちの場合も福祉部と教育委員会と分かれていた。親御さんにとっては、なんでそんな分かれているのよという形がありますので、できることであれば、制度をいじらないままであればよかったんですけども、それは教育委員会制度は違いますので、できないということで、このような方法を考えた中で、先ほど説明があったように、補助執行という形の中で、教育委員会は子どもにかかわるものは、事務はやりましょう。しかし、権限について最終的な採決については、町長に責任をそのところは持ってもらいましょうという形になりました。

ですから、教育委員会の窓口に来て、今までの保育園のことどうするの、放課後どうするのということが、教育委員会の中で仕事が完了するということになります。教育委員会の規則を改定して、教育委員会の業務の中に今もあるんですけども、学校教育にかかわることと、それから、子ども支援準備室というのを置かせてもらっています。それが正式に室という形になって、教育委員会の一つの業務の中に整理されるということになります。

ですから、最初はちょっと町民の方にもご不便をかけるかもわかりませんが、極力、その辺は事務の中でご迷惑がかからないように、スムーズにいけるように、今、準備室をしながら、4月1日、よーいドンでできるようにしていきたいと考えています。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今の説明で理解しました。

あともう一点、懸念があるのが、今の時期になると、4月から入学する子どもたちだとか、そういう手続で、事務方に、いろいろな事務的手続のかかわりの中で、資料等が出てきていると思うんですよ。今は準備室で行っているよと、体制を整えているよというふうに言われましたが、そこら辺の流れが、まだ、福祉課と教育委員会との弊害というのですか。そこら辺が統合されていない中で執行されているところが、やや耳に入ってきますので、そこら辺は、仮にこれが可決した場合は、4月1日から執行するとは言っていますが、準備室の位置付けというものをちゃんとした中で、つなぎをうまくしていかないと、逆に混乱が起きるといけないので、ぜひそこはお願いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

大変ありがとうございます。そういうことがスムーズにいくようにということで準備室を置きまして、準備室の中にも、正規の職員と併任という職員を2人置いていますので、両方の仕事をしながら、スムーズに事務処理ができるようにという形で今進めています。若干問題はあるかと思いますが、ぜひ、クリアしながら軌道に乗せていきたいと思っています。

○議長（小林哲雄）

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

私の提案なんですけれども、やはり教育委員会と町長部局、ちょっと違う気があるわけございまして、1項目から17項目ございましてけれども、今回は、これも子ども・子育て法の関連でやらざるを得ないという背景がありますけれども、将来的に、町の部制度については検討する余地が今後出てきやしないのかという提言をしたいんです。というのは、いろいろな市町を見たところ、子ども・子育て課という行政部局の中に一つに一括してやっていると。もちろん教育委員会の学校教育とか、いろいろな関係は別になりますけれども、そういった方向も、今後のあり方としては検討する余地があるのではないかと。

今日はこの提案ですけれども、やはり見直しをするときは、いろいろな角度からこれを継承した形で進めていかなければ課題があると、私はこのように感じているんですけれども、やはりこの中では児童福祉法とか、こういった関係については、教育委員会の部局としては、なじみ的には、相対的にはあるかもしれませんが、難しいのではないかなど、こんなふうに感じています。

今回、私が理解しているのは、子ども・子育ての関係については、こう言わざるを得ないと。これが今後継続的に行われるわけですから、そのときには検証を含めて、児童福祉法に基づいた、あるいは子ども・子育て、これを中心的にやっていくまちづくり部、この辺も検討する余地があるのではないかと。この辺は今後検討する余地があるというふうに考えているかどうか。こっちからの提案で、行き過ぎた提言になっているかと思いますが、もし、答弁をいただければありがたい。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

全くそのとおりといいますか、これで子ども・子育て、あるいは町長が掲げている政策について完結したとは私どもも思っておりませんので、ただ、段階という部分がございますので、議員のおっしゃるとおり、完結とは思っておりませんので、今後、これを形にして、さらにいいものをどうしたらいいか。それは十分に検討していくつもりではございます。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

5番、前田せつよ議員。

○5番（前田せつよ）

5番、前田せつよでございます。補助執行させる事務が、（1）から（17）までございまして、まことにあれなんです、具体的に一つだけ気になる点がございましたので、理解したいと思っておりますので、質問をさせていただきます。

この別紙として、（1）から（17）まである項目の中の（2）と（3）のフレーズの中で、特に（2）の最後に「乳児家庭全戸訪問事業に関する事務を除く。」という項目と、そして（3）の最後のほうに、乳児、幼児等の保育に関する事務は補助執行させるんだよという、この（2）と（3）の整合性を明らかにしたいと思ひまして、質問をさせていただきます。

乳児の家庭全戸訪問事業となると、私の関係で思うのは、母子保健推進員さんがなさっている事業なのかなと思ひ浮かべるところでございますけれども、その事業展開の先には、やはり乳児保育に関する事柄、事務も発生するように理解しておるところでございます、（2）と（3）のすみ分けについて、ご答弁いただければと思ひます。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

すみ分けということでございますけれども、確かに今、議員さんがおっしゃられたとおり、乳児の全戸訪問事業ですか、そちらにつきましては、保険健康課の保健師が中心になってやっているとございまして、ですから、そのところは一応従来どおり、保険健康課でやるということでございます。

3番につきましては児童福祉法の乳児、幼児に関するところにつきましては、一応教育委員会にというところでございますけれども、そのところは従来、専門性によって、前にあった福祉課と保険健康課の中で調整をしながらやってきたわけでございますから、今後につきましては、そこについては、保険健康課と教育委員会の子育て支援室と十分に連絡をとりながらやっていくというところで、こちらは一応考えてございます。ですから、そのところにつきまして混乱が生じるとか、そういうところはないと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

前田議員。

○5番（前田せつよ）

連携を取りながら、立ち上げていくというようなご答弁だったと思ひます。それで保健師さんのお名前が出たわけですが、先ほどの母子保健推進員さんの所属も、全て母子保健推進員さんは、従来どおりの課で業務を行うという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

そのとおり、保険健康課のほうで処理をいたします。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかにございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第2号 開成町部設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。